

休憩一斉付与原則の適用除外に関する労使協定

国立大学法人茨城大学（以下「大学」という。）と農学部労働組合執行委員長 足立 吉数は、国立大学法人茨城大学就業規則（以下「就業規則」という。）第25条第3項、国立大学法人茨城大学継続雇用職員就業規則（以下「継続雇用職員就業規則」という。）第2条、国立大学法人茨城大学有期雇用職員就業規則（以下「有期雇用職員就業規則」という。）第19条第3項、国立大学法人茨城大学パートタイム職員就業規則（以下「パートタイム職員就業規則」という。）第19条第3項の規定に基づき、休憩一斉付与原則の適用除外に関し、次のとおり協定する。

（対象者）

第1条 大学は、就業規則第25条第2項、継続雇用職員就業規則第2条、有期雇用職員就業規則第19条第2項、パートタイム職員就業規則第19条第2項の規定にかかわらず、下表の所属欄に掲げる所属の職員、継続雇用職員、有期雇用職員、パートタイム職員（以下「職員等」という。）に対し、休憩時間パターン欄に掲げる休憩時間に変更して付与することができる。

所 属（対 象）	休憩時間
学務係（職員等）	11:30～12:30、12:30～13:30

2 大学は、前項に定める職員等のほか、例外的に入学試験等の事業により、業務上必要がある場合には、教員及び職員等の休憩時間の時間帯を変更して付与することができる。

（休憩の付与方法）

第2条 大学は、前条第1項に掲げる職員等のうち「1箇月単位の変形労働時間制のシフト勤務」の適用となる者の休憩時間については、シフトの特定と併せて休憩時間を通知するものとする。

2 前項に該当しない教員及び職員等への付与については、労働時間管理者が該当することとなる者に、あらかじめ特定したうえで付与するものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までとする。

平成22年 3月31日

国立大学法人茨城大学長 池 田 幸 雄



農学部労働組合執行委員長 足 立 吉 数

